

● 後期高齢者医療制度のお知らせ ●

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成24年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象に該当することを確認のうえ、町民健康課町民窓口グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区 分 Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区 分 Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

(色はオレンジ色)

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者のみなさまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、みなさまの医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は、9月（平成24年1月～6月の医療費を対象）に行います。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または町民健康課町民窓口グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- 受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額）を記載しています。※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
「希望カード」が必要な方は町民健康課町民窓口グループまでお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

町民健康課町民窓口グループ

電話 2-2453